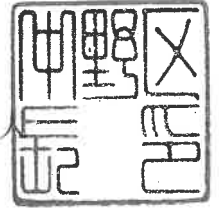


2 中企企第 1 4 3 9 号  
令和 3 年 2 月 1 日

中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会会長 様

中野区長 酒 井 直



## 中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会への諮問について

中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

### 記

#### 《諮問事項》

区民等が、性別、性自認や性的指向、国籍や文化、年齢や世代、障害等の多様性を認め合いながら、あらゆる場面において個性や能力を発揮できる地域社会の実現に向けた基本的な考え方及び条例に盛り込むべき事項等について

#### 《諮問理由》

区は、これまで、2002年に制定した男女平等基本条例において、性別にかかわらず個性や能力を発揮する機会が確保されることを基本理念の一つとして男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。このことにより、女性の社会参画が進んでいます。多様な生き方、個性や価値観を受け入れるための取組として、2018年から実施しているパートナーシップ宣誓は、全国的に高まりつつある性自認や性的指向の多様性を認め合う機運を推し進めてきました。

また、区で暮らす外国人は、2015年を境に急増し、現在は約120の国と地域の人々が暮らしています。これに対し、1989年から中野区国際交流協会が外国人住民への日本語教育や様々な催しなどを実施してきたところです。区では近年、教育支援室における学習指導支援等の外国人児童・生徒支援や、タブレット端末を利用したAI多言語通訳システムを全小中学校や本庁舎等に導入する等、様々な場面での多言語化に取り組んでいます。

そして、人生100年時代を迎え、非常に幅広い年齢、世代の方々が暮らす地域社会においては、多様な経験や資質を持つ世代が異なる人々がともに議論し行動することにより、これまでになかったアイデアや方策が生まれる可能性があります。このため、区はボランティア活動や交流事業等の支援を通じて、多世代が協力し合う地域づくりを推進しているところです。

最後に、障害者手帳を所持している区民は、区の人口の約4%にのぼります。社会の仕組みによって障害のある人を暮らし難くするバリアが作られているという社会モデルを踏まえ、様々な社会的バリアを取り除かれれば誰もが個性や能力を発揮できる可能性があります。

ます。区では、職員向け対応要領やマニュアルの策定、有識者による差別解消審議会の設置等の取組等を進めています。

現在の中野区は、多世代にわたり、様々な人が暮らし、訪れ、活躍するダイバーシティ（多様性）にあふれたまちです。誰もが性別、性自認や性的指向、国籍や文化、年齢や世代、障害等の多様性を認め合い、互いの違いを尊重しあうことにより、地域社会に今までにない活力が生まれ、あらゆる人々が心地よく過ごせる環境が生まれます。

このためには、区は、人権を尊重し多様性を認め合うまちの実現に向けた施策を推進していく必要があります。

今般、区では以下の4点に留意して、目指すべき社会やその社会に向けた意識及び社会全体の取組等について検討します。

#### <視点1>

性別、性自認や性的指向の多様性を認め合い、人々が意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる「男女共同参画等」の視点

#### <視点2>

国籍や文化等の多様性を認め合い、人々が対等な関係を築きながら地域社会の一員として生きられる「多文化共生」の視点

#### <視点3>

年齢や世代の多様性を認め合い、活力ある地域社会のため、人々が持つ様々な経験や資質をともに発揮できる「年齢・世代」の視点

#### <視点4>

障害のある人を暮らし難くする社会的バリアを取り除き、地域社会において、誰もが個性や能力を発揮できる「障害」の視点

これらの視点に基づく施策を推進するために、区では人権を尊重し多様性を認め合うための新しい条例を制定し、区としての姿勢や考え方を明確にし、今後の取組の指針としたと考えています。

つきましては、以上の趣旨を踏まえ、区民等が多様性を認め合いながら、個性や能力を発揮できる地域社会の実現に向けた基本的な考え方と、条例に盛り込むべき事項等について、ご審議をお願いするものです。